ドローン等の無人航空機の安全対策チェックリスト（飛行前の確認用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 対策の実施 |
| 1. 機体の点検・整備 | | |
| 機体の点検  （飛行当日に再度チェックを行うこと） | ・各機器は確実に取り付けられているか。（ネジ等の脱落やゆるみ等） | □ |
| ・発動機やモーターに異音はないか。 | □ |
| ・機体（プロペラ、フレーム等）に損傷やゆがみはないか。 | □ |
| ・燃料の搭載量又はバッテリーの充電量は十分か。  ※自動帰還バッテリー残量設定は30％以上 | □ |
| ・通信系統、推進系統、電源系統及び自動制御系統は正常に作動するか。 | □ |
| （２）無人航空機を飛行させる者の遵守事項 | | |
| 機体の飛行経路  （ＦＩＳＳ） | ・他の無人航空機の飛行予定の情報（飛行日時、飛行経路、飛行高度）を飛行情報共有システム（<https://www.fiss.mlit.go.jp/>）で確認するとともに、当該システムに飛行予定の情報を入力する（入力状況を確認できる資料提出）。※FISS登録の飛行時間は原則２時間以内。 | □  (写しを提出) |
| （３）安全を確保するために必要な体制 | | |
| 基本的な体制 | ・場所の確保、周辺状況を十分に確認し、原則として第三者（人又は家屋などの建築物、車両ほか）の上空では飛行させない。 ※距離の確保30ｍ | □ |
| ・飛行速度は２０ｋｍ/ｈ以下とする。 ※ＧＰＳ機能の解除不可 | □ |
| ・プロペラガード（国交省認定型）を装備して飛行させる。 | □ |
| ・前方センサー付きの機体しか飛行させない。 | □ |
| ・地表等から１５０ｍ未満で飛行させる。 | □ |
| ・目視外飛行、夜間飛行、物件投下は原則として行わない。 | □ |
| ・2台以上の無人航空機を同時に飛行させない。 | □ |
| ・風速５ｍ/ｓ以上の状態では飛行させない。 | □ |
| ・雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。 | □ |
| ・プライバシーの保護に十分な配慮を行う。 ※保険加入は任意 | □ |
| ・飛行中は、許可書または確認済証を掲示する。 | □ |
| 人口集中(ＤＩＤ)地区で飛行を行う際の体制 | ・飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。 | □ |
| 非常時の連絡体制 | ・あらかじめ、飛行の場所を管轄する警察署、消防署等の連絡先を調べ、「無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突もしくは接近事案など」の事故が発生した際には、必要に応じて直ちに警察署、消防署その他必要な機関等へ連絡するとともに、公園管理者（○区土木センター維持課）及び航空法の許可等を行った大阪航空局へ報告すること。  （○区土木センター維持課〇〇〇－〇〇〇〇　※時間外守衛室〇〇〇－〇〇〇〇）  （大阪航空局保安部運用課06-6949-6609） | □ |

※上記のほか、国土交通省航空局標準マニュアル(令和３年４月１日版)に記載のある諸事項を遵守すること。